

2025年3月24日から2025年3月31日までの申請の料金は以下のとおりです。

在カラチ日本国総領事館
(単位：パキスタンルピー)

	種 別	新料金	旧料金
旅 券 関 係 ※	10年旅券（書面申請） ※過去に発行された旅券を6か月以内に受領せず、当該旅券失効後、5年以内に再度旅券を申請する場合	31,150 42,880	30,770 42,310
	10年旅券（電子申請） ※過去に発行された旅券を6か月以内に受領せず、当該旅券失効後、5年以内に再度旅券を申請する場合	30,580 42,120	— —
	5年旅券（書面申請） ※過去に発行された旅券を6か月以内に受領せず、当該旅券失効後、5年以内に再度旅券を申請する場合	21,730 33,270	21,150 32,690
	5年旅券（電子申請） ※過去に発行された旅券を6か月以内に受領せず、当該旅券失効後、5年以内に再度旅券を申請する場合	20,960 32,500	— —
	5年旅券（申請12歳未満・書面申請） ※過去に発行された旅券を6か月以内に受領せず、当該旅券失効後、5年以内に再度旅券を申請する場合	12,120 23,650	11,540 23,080
	5年旅券（申請12歳未満・電子申請） ※過去に発行された旅券を6か月以内に受領せず、当該旅券失効後、5年以内に再度旅券を申請する場合	11,350 22,880	— —
	残存有効期間同一旅券（記載事項に変更が生じたり、査証欄に余白がなくなった場合に発給）及び限定旅券等（書面申請） ※過去に発行された旅券を6か月以内に受領せず、当該旅券失効後、5年以内に再度旅券を申請する場合	12,120 23,650	11,540 23,080
	残存有効期間同一旅券（記載事項に変更が生じたり、査証欄に余白がなくなった場合に発給）及び限定旅券等（電子申請） ※過去に発行された旅券を6か月以内に受領せず、当該旅券失効後、5年以内に再度旅券を申請する場合	11,350 22,880	— —
	一般旅券の渡航先追加	3,080	3,080
	渡航書の発給	4,810	4,810

証 明 関 係	遺産の保護管理		遺産額の 2 / 100	遺産額の 2 / 100
	遺言の公証		10,960	10,960
	国籍証明		8,460	8,460
	在留証明		2,310	2,310
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		2,310	2,310
	職業証明		3,850	3,850
	翻訳証明		8,460	8,460
	署名又は印章の証明	イ. 官公署に係るもの	8,650	8,650
		ロ. その他のもの	3,270	3,270
	遺骨証明		4,810	4,810
	原産地証明		8,460	8,460
	日本品の外国輸入証明		7,310	7,310
	船内遺留品目録証明		1,730	1,730
	航行報告証明		2,500	2,500
	その他の証明		4,040	4,040
査 証 関 係 ※	一般入国査証	一 般	5,770	5,770
		インド人	1,600	1,600
	数次入国査証	一 般	11,540	11,540
		インド人	1,600	1,600
	通過査証	一 般	1,350	1,350
		インド人	150	150
	再入国の許可の有効期間の延長		5,770	5,770
難民旅行証明書の有効期間の延長		4,810	4,810	
※令和 4 年 3 月 2 7 日より旅券の査証欄の増補が廃止され、過去に旅券を申請したものの、発行後 6 か月以内に受領せず、当該旅券の失効後 5 年以内に再度旅券を申請する場合の手数料が、新たに設定されております。				
※パキスタン国籍者については査証料免除です				